

令和5年度 農産物検査手帳の一部訂正について

「令和5年度 農産物検査手帳」11頁の「農産物検査法」第38条の条文に昨年4月に公布された「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の未施行部分を反映した修正を行ったため、現行条文と異なる内容となりました。

お詫びして右記のとおり訂正いたします。

※ なお、頒布品には、正誤表を同封させていただきます。

誤	正
第三十八条 一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 次各号のいずれかに該当する者は、	第三十八条 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 次各号のいずれかに該当する者は、